

# 大田区職員9条の会ニュース

第87号 2014年5月19日 編集 大田区職員9条の会事務局  
大田区職員労働組合気付

## 問題山積みの国民投票法改正案!!

衆院憲法審査会は5月8日午後、憲法改正手続きを定めた国民投票法の改正案を賛成多数で可決した。9日の本会議で可決され、参院に送付されました。

### ■国民投票法、3つの課題

2007年第1次安倍内閣のときに成立し、2010年に施行された「憲法改正国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）」の付則で検討課題とされていた事項は、今回の改正案で次のように示されました。

#### 1) 国民投票年齢「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げ

改正案は、国民投票年齢は選挙権年齢や民法の成人年齢とは連動せず、国民投票年齢を法施行4年後に「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げると規定しています。選挙権年齢や成人年齢については付則で「改正法施行後速やかに必要な法制上の措置を講ずる」となりました。国民投票法だけが見切り発車されようとしています。

#### 2) 公務員の政治的行為、警察官などを除き容認

公務員の政治的行為の制限の在り方については、与党原案にあった公務員の「勧誘運動」を禁じる規定は、警察官などを除き、見送られました。与党が民主党に配慮し、与党原案にあった公務員が組織的に改憲の賛否を働きかける「勧誘運動」を禁じる規定を削除したものです。しかし、改正案の付則に「施行後速やかに必要な法制上の措置を講じる」と明記しています。住民の福祉と生活と命を守る私たちの仕事は、憲法に基づいて行っています。もし、憲法改正案が住民の福祉と生活と命を守ることができないものであれば、反対をするのは自治体労働者として当然のことです。

#### 3) 国民投票の投票テーマ、対象拡大へ

憲法改正以外に国民投票の対象を拡大することについては、与野党とも前向きに検討することでは一致していますが、「原発」や「在日米軍駐留」といった政治的課題にまで対象を広げることには慎重論があるといわれています。

私たちは、引き続き憲法をめぐるこうした動きに注目していきます。

5月27日（火） 18時15分開場 18時45分開演 アプリコ小ホール

アーサー・ピナードさん講演会『だまされない日本人になろう!』

参加費：800円（学生500円）

主催：アーサー・ピナード講演会実行委員会



# 憲法9条にノーベル平和賞を!!

「憲法9条にノーベル平和賞を」という運動が静かに広がっていることを知っていますか。

戦争の放棄を定めた憲法9条をノーベル平和賞に推薦した「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会（事務局・神奈川県相模原市）に、4月、ノルウェー・オスロのノーベル委員会から「憲法9条を2014年のノーベル平和賞候補に受理した」との連絡があり、正式に候補になったとのこと。

この取組みは、神奈川県座間市の主婦が1年前の2013年5月に立ち上げた署名サイトに集まった1500人の署名をノーベル委員会に送信したことから始まりました。ノーベル委員会からの返信で、「推薦締切りは毎年2月1日」「推薦できるのは国会議員や大学教授、平和研究所所長、過去の受賞者」「受賞者は人物か団体のみで、憲法は受賞できない」とわかったため、この主婦は「9条を保持し、70年近く戦争をしなかった日本国民の受賞に意味がある。みんなが候補として平和を考えるきっかけになれば」との思いで受賞者を「日本国民」にしたそうです。

この取組みを相模原市の「9条の会」などに報告すると、協力者が次々現れ実行委員会が発足。実行委員会は今年2月1日までに大学教授や平和研究所長ら43人の推薦人を集め、推薦状に2万4887人の署名も添えてノーベル委員会に送っていました。

## <推薦文の概要>

日本国憲法は前文からはじまり、特に第9条により徹底した戦争の放棄を定めた国際平和主義の憲法です。日本国憲法は、基本的人権の尊重・国民主権（主権在民）・平和主義（戦争の放棄）が特徴です。特に第9条は、戦後日本国が戦争できないように日本国政府に歯止めをかける大切な働きをしています。そして、この日本国憲法第9条の存在は、日本のみならず、世界平和実現の希望です。しかし、今、この日本国憲法が改憲の危機にさらされています。どうか、この尊い戦争の放棄を定め、世界平和を希求している日本国憲法第9条にノーベル平和賞を授与してください。もし個人や団体しか授与できない場合は、どうかこの尊い平和主義の日本国憲法、特に第9条を今まで保持してきている日本国民に授与してください。

改憲論者の中には、「憲法9条が日本の平和を守ってきたわけではない」と述べている人もいます。確かにそれはそのとおりです。「憲法9条にノーベル平和賞を」という運動への取組みなど、憲法第9条に象徴される憲法の平和主義を必死に守り抜こうとしてきた日本国民の意思が日本の平和の礎なのです。

安倍政権が「積極的平和主義」を掲げ、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に踏み出そうとしている今こそが、憲法9条を守る正念場です。

## インフォメーション

### 6・2戦争をさせない1000人委員会・東京南部 発足の集い

日時：6月2日（月） 18時30分開演

場所：アプリコ地下小ホール

内容：■発起人あいさつ

■講演 『二度と戦争をさせないために』（一橋大学名誉教授 山内敏弘）

■語り 戦争を体験した者から（元教員・北村小夜）

■参加者からのアピール ほか

参加費 500円